

青森県報

第千九百十七号

平成十三年九月五日(水曜日)

目次

告 示

○保安林の指定予定……………(林政課) ……一

○公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(漁港漁場整備課) ……二

○海岸保全区域の指定の一部改正……………(港湾空港課) ……二

公 告

○小湊港湾隣接地域の変更……………(港湾空港課) ……三

○都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……四

出先機関

○土地改良事業計画変更協議の適当の決定……………(北地農林水産事務所) ……四

○道路の位置の指定……………(十和田土木事務所) ……四

正 誤

○平成十三年八月十五日定例公告中……………(港湾空港課) ……五

告 示

青森県告示第四百九十八号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十三年九月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡三戸町大字貝守深山一の一四二

二 保安林指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字貝守深山一の一四二(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百九十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十三年八月二十三日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年九月五日

青森県知事 木村守男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四六に隣接し、五四二及び一二九の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑩の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 野辺地漁港北防波堤灯台(北緯四〇度五二分一八秒、東経一四一度七分五四秒)から二五六度一三分七五〇・一四メートルの地点

②の地点 ①の地点から一六七度一七分九五・一四メートルの地点

③の地点 ②の地点から七七度一七分〇・六四メートルの地点

④の地点 ③の地点から一六七度一七分二七・三六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二五七度一七分五二・六四メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一六七度一七分三二・〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一二二度一七分五・〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から七八度三分四九・一二メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一六七度一七分五・〇〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二六一度四九分九六・九四メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三四七度一七分一五六・四三メートルの地点

3 面積

一三、五三七・一二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四六に隣接し、二九の一、二九の二、三二の一及び三二の二に隣接する町道、五四二及び一二九の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とカの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 野辺地漁港北防波堤灯台(北緯四〇度五二分一八秒、東経一四一度七分五四秒)から二五七度四五分七五〇・〇四メートルの地点

イの地点 アの地点から一六七度一七分一一五・一四メートルの地点

ウの地点 イの地点から七七度一七分〇・六四メートルの地点

エの地点 ウの地点から一六七度一七分六八・九五メートルの地点

オの地点 エの地点から二六一度四九分一一七・〇〇メートルの地点

カの地点 オの地点から三四七度一七分一七四・八五メートルの地点

3 面積

二〇、八五九・五九平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第五百号

昭和三十八年十月十七日青森県告示第八百七十一号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十三年九月五日

青森県知事 木村守男

二の3の(二)及び(3)を次のように改める。

(2) 指定区域

基点五から基点二〇までを順次に直線で結んだ線及び基点二〇と補助点二二とを直線で結んだ線並びに補助点二二、補助点二一、補助点一〇、補助点九、補助点八、補助点七、補助点六及び基点五とを順次に結んだ線により囲まれた区域

(3) 基点及び補助点の表示

- 基点五 川尻四等三角点(北緯四〇度五五分四一秒二六四東経一四一度〇〇分五九秒九八三) から二九三度三〇分六四三メートルの地点
- 基点六 基点五から三二二度三〇分三三三メートルの地点
- 基点七 基点六から三二二度〇〇分二二〇メートルの地点
- 基点八 基点七から三四八度三〇分六〇メートルの地点
- 基点九 基点八から二八八度四〇分二六九メートルの地点
- 基点一〇 基点九から二六三度〇〇分八八メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から二四九度三〇分一一メートルの地点
- 基点一二 基点一一から一八九度〇〇分一六メートルの地点
- 基点一三 基点一二から一五八度〇〇分二三メートルの地点
- 基点一四 基点一三から一七七度〇〇分三三メートルの地点
- 基点一五 基点一四から二一七度三〇分一四メートルの地点
- 基点一六 基点一五から二四五度三〇分六四メートルの地点
- 基点一七 基点一六から三三六度三〇分七二メートルの地点
- 基点一八 基点一七から二四九度三〇分一九メートルの地点
- 基点一九 基点一八から二六五度〇〇分一四八メートルの地点
- 基点二〇 基点一九から二六五度〇〇分一九メートルの地点
- 補助点六 基点五から三八度〇〇分二六〇メートルの地点
- 補助点七 基点六から四三度三〇分二七〇メートルの地点
- 補助点八 基点八から二六度三〇分二六八メートルの地点
- 補助点九 基点一〇から三五六度〇〇分二五一メートルの地点
- 補助点一〇 基点一一から一一度三〇分二六五メートルの地点
- 補助点一一 基点一九から三四七度三〇分二四五メートルの地点
- 補助点一二 基点二〇から三四八度〇〇分二四二メートルの地点

公 告

小湊港湾隣接地域の変更

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の規定により、小湊港の港湾隣接地域(浜子地区)を次のとおり変更したので、同法第三十七条の二第三項の規定により公告する。

平成十三年九月五日

小湊港湾管理者 青森県 代表者 青森県知事 木村守男

一 変更後の小湊港の港湾隣接地域(浜子地区)

基点1から方位角二〇度三〇分に引いた線、基点1から基点18までを順次結んだ線、基点18から方位角三一五度三〇分に引いた線及び水際線(基点1から方位角二〇度三〇分に引いた線と水際線との交点から、基点18から方位角三一五度三〇分に引いた線と水際線との交点に至るもの)に囲まれた陸域

二 変更後の港湾隣接地域の陸域の地番

東津軽郡平内町大字清水川字大川向一、二の一、四の二、九の三、一五の三、四の一及び四四の二、同大字字権十郎新田一、三〇の八三、三九の三九、三九の七八から三九の八〇まで、三九の九八、三九の九九、三九の一〇一から三九の一〇六まで及び三九の一〇九から三九の一一一まで、同大字字金附一、五の二、五の三、六の二、六の四、一〇三、一七五、一七七及び一七八並びに同町大字浜子字堀替三二の六、三五の一四、三五の二六、三六の七、一四六、二七三、三六〇、三六一の一、三六一の二、三六二、五三五、五四八及び五六一

三 基点の表示

基点1 川尻四等三角点から方位角一〇九度三〇分、四三九・五メートルの地点東津軽郡平内町大字清水川字大川向一地内の

表示杭(北緯四〇度五五分三八秒、東経一四一度一分二五秒)

基点2 基点1から方位角二八六度三〇分、六〇〇メートルの地点

1号表示杭 2号表示杭

基点3	基点2から方位角二九二度五〇分、四〇〇メートルの地点	3号表示杭
基点4	基点3から方位角三二二度三〇分、一〇七メートルの地点	4号表示杭
基点5	基点4から方位角三二二度三〇分、二三三メートルの地点	5号表示杭
基点6	基点5から方位角三二二一度、二二〇メートルの地点	6号表示杭
基点7	基点6から方位角三四八度三〇分、六〇メートルの地点	7号表示杭
基点8	基点7から方位角二八八度四〇分、二六九メートルの地点	8号表示杭
基点9	基点8から方位角二六三度、八六メートルの地点	9号表示杭
基点10	基点9から方位角二四九度三〇分、一一メートルの地点	10号表示杭
基点11	基点10から方位角一八九度、一六メートルの地点	11号表示杭
基点12	基点11から方位角一五八度、二三メートルの地点	12号表示杭
基点13	基点12から方位角一七七度、二三メートルの地点	13号表示杭
基点14	基点13から方位角二一七度三〇分、一四メートルの地点	14号表示杭
基点15	基点14から方位角二四五度三〇分、六四メートルの地点	15号表示杭
基点16	基点15から方位角三三六度、七二メートルの地点	16号表示杭
基点17	基点16から方位角二四九度三〇分、一九八メートルの地点	17号表示杭
基点18	基点17から方位角二六五度、一四八メートルの地点	18号表示杭

都市計画事業の認可

六戸都市計画事業の認可について、平成十三年八月二十一日東北地方整備局告示第八十五号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十三年九月五日

青森県知事 木村守男

一 都市計画事業の種類及び名称

六戸都市計画道路事業（三・四・一号犬落瀬金矢線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

- 1 収用の部分
 - 2 使用の部分
- なし

出先機関

土地改良事業計画変更協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、金木町に係る更生芦野地区の土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年九月五日

北地方農林水産事務所長 山本義弘

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 条例の写し

二 縦覧の期間

平成十三年九月六日から同年十月四日まで

三 縦覧の場所

金木町役場

十和田土木事務所告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び十和

田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年九月五日

十和田土木事務所長 原 田 邦 治

十和田市大字三本木字上の平一八五の二及び一八六	位 置
一・二二・二〇メートル	延 長
六・〇〇メートル	幅 員
平成三・八・六	指定年月日

正 誤

港 湾 空 港 課

平成三・八・六第一九〇八号	発 行 年 月 日
公 告	区 分
四	ペ ー ジ
上	段
九	行
準	誤
順	正